平成２２年（フ）第９１１号
埼玉県上尾市大字上尾下664番地２　パナヤマニＢ―201
債務者　田口　昌一
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９２２号
埼玉県和光市白子３丁目38番54号　サンシティ茜103
債務者　杉田　房子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９７２号
さいたま市北区大成町４丁目708番地４　鈴木アパート102号室
債務者　市川　増美
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
埼玉県春日部市西八木崎２丁目10番15号　第21アオイビル202号、破産申立時の住所埼玉県春日部市牛島1500番地75
債務者　飯田　悦子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
埼玉県草加市中央２丁目15番32―107号
債務者　金井　徹也
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
埼玉県草加市住吉１丁目９番23号
債務者　奥村　陽子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目422番地１　シティハイムサンライズＡ―102号
債務者　村田ヒデリサこと　ウォン　ヒデリササンディエゴ
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４１１号
埼玉県狭山市中央１丁目12番12号
債務者　大野　弘子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４５４号
埼玉県川越市岸町３丁目24番地17　ルミナス宮和102号室
債務者　川名　美穂
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４９１号
埼玉県所沢市大字松郷89番地の29
債務者　永山　美幸（旧姓福原）
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４９３号
埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘１丁目19番６号
債務者　畠山　　格
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４９８号
埼玉県川越市的場２丁目23番地10
債務者　早野千恵美
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１５２号
静岡県田方郡函南町塚本973番地の１　明友ハイツ201
債務者　岩淵　康弘
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２２１号
静岡県三島市南田町１番29号
債務者　木村　章子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２４６号
静岡県御殿場市萩原294番地
債務者　小日向喜美子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２６３号
静岡県沼津市下香貫石原1298番地　橋本コーポ103号
債務者　関沢　正道
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２８３号
静岡県伊豆市上白岩1458番地
債務者　片岡　則雄
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係